

天ヶ瀬ダム再開発に伴う諸問題について（質問と意見）

平成 17 年 8 月 1 日

山岡久和

平成 4 年に瀬田川洗堰操作規則が制定された際に、二つの条件が明示されています。ひとつは「天ヶ瀬ダムにおいて洪水調整が開始されたときから洪水調整の後の水位低下のための操作が開始されるまで、洗堰を全閉しなければならない。」というものであり、もうひとつは「枚方地点の水位が、現に零点高+5.3m を超えるおそれがあるときから枚方地点の水位が低下し始めたことを確認するまで、洗堰を全閉しなければならない。」というものであります。建設省は滋賀県に、早期に宇治川の流下能力を計画流量(1,500 m³/s)まで向上させるため、瀬田川及び宇治川の河川改修、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大を速やかに実施することを示されました。

いわゆる後期放流は、数週間の長期間に及ぶことがあり、この間に発生する洪水に対しても天ヶ瀬ダムが洪水調整機能を発揮しなければなりません。後期放流時においても水位を洪水期制限水位以下に保つためには、洪水期制限水位において 1,500 m³/s の放流能力を確保する必要があります。といわれています。

ところが、天ヶ瀬ダムの現状での放流能力は洪水期制限水位を上回るサーチャージ水位においては約 1,800m³/s ですが、洪水期制限水位においては、1,500 m³/s を下回る約 1,000 m³/s です。洪水期制限水位においては、1,000 m³/s ですので、放流能力の増大を図る必要があります。治水については、流域委員会では「既往最大洪水に対する人命被害や床上浸水のような壊滅的被害の回避が最優先課題である。」と言われ、既往最大洪水とは、「実績降雨による洪水で土地利用の変化を考慮して流量が最大となるものを意味し実績の降雨パターンを引き伸ばして算定したものではない。」と言われました。

(5313 型で天ヶ瀬ダム流入量は、1.0 倍で 1,796mm、1.2 倍で 2,593mm)

天ヶ瀬ダムの建設(再開発)に関する基本計画「建設省告示 996 号 平成 7 年 4 月 17 日」では、既設天ヶ瀬ダムの再開発により、天ヶ瀬ダム地点における計画高水流量毎秒 2,300 立方メートルのうち、毎秒 1,100 立方メートルの洪水調節を行う。なお、琵琶湖の水位低下のための瀬田川洗堰の操作が行われているときにおいて、流入量最大毎秒 1,500 m³/s の放流能力を確保する。となっています。

治水としての計画高水流量は、大戸川ダムがない場合は、琵琶湖後期放流時の大戸川からの流出量は、洪水ピークを過ぎて低減しているため、河道計画で想定している 300 m³/s を下回るため琵琶湖水位が同じであっても、洗堰全開時の放流量は大きくなる。しかしながら、宇治川の流下能力を拡大しても「淀川水系工事实施基本計画」で上限を 1,500 m³/s にしているので流せないのであります。

現在(整備前)は、天ヶ瀬ダム地点で、1,360 m³/s これをダムより 840 m³/s (ダムの発電放流 186 m³/s も含めて?)と塔の島付近の宇治発電放流 60 m³/s を合わせて?

宇治橋付近では約 900 m³/s であります。天ヶ瀬ダム再開発後は、本洪水時の天ヶ瀬ダム地点では、計画高水流量 2,300 m³/s を、ダムで 1,200 m³/s (1,140 m³/s) に調節して、ダム以外の水量を宇治橋付近で 300 m³/s 加えて 1,500 m³/s とされた。(昭和 46 年に決定された「淀川水系工事实施基本計画」に河道整備の内容が示されている。)

同時に琵琶湖の後期放流時では、瀬田川洗堰より 1,200 m³/s とし、大戸川より 300 m³/s で(西笠取川、膳前谷川、つるべ川、寒谷川、曾束川等は含まれないのか?)天ヶ瀬ダムより 1,500 m³/s を放流する計画であるが、天ヶ瀬ダムは「枚方水位が下がり始め、かつ、天ヶ瀬ダムの貯水位が制限水位(洪水期制限水位 0.p.+72.0m)まで下がった場合、このとき、流入量=放流量操作を行い、琵琶湖水位上昇の抑制および水位低下に寄与する。」とされています。これは、宇治橋付近の流量としてはいくらになるのか示されていないため、天ヶ瀬ダムの発電放流 186 m³/s (水利権量)と宇治発電の放流 61.2 m³/s (水利権量)については、後期放流 1,500 m³/s 時は発電放流はしないということですか?また、志津川、白川、寺川等がカウントされていないのは、流量が少ないからですか?と疑問が生じます。(宇治川は 1/150 の確率の整備計画であると聞いています。宇治川のネックポイントである塔の島地区は 1,500 m³/s の流下能力で計画されています。)したがって、「天ヶ瀬ダムから流せる最大量は 1,500 m³/s にするためには、全ての発電放流はしないで、かつ、流入河川からは、微量の流量しか流れないとき。または、天ヶ瀬ダムの発電放流 186 m³/s を含めた 1,500 m³/s 場合は、宇治発電放流の放流はしないこととなります。」この際、天ヶ瀬ダム発電放流に伴う「水利権」はどのように運用されるのか教えてください。また、宇治橋付近でどのようにして MAX1,500 m³/s を担保されるのですか?ちなみに 1,500 m³/s の塔の島地区(亀石あたり)を流れる状態については、当初計画では約 2.8m の河床掘削で、すでに現在の右岸工事が施工されました。その後、流域委員会で「出来るだけ掘削量を少なくするように」と意見が出されたことだけにこだわり、さらに検討の結果 1.1m で流れることが可能であるといい、今回さらに 0.8m でも可能であるとの説明をされています。このことは、河床の掘削をできるだけ少なくすることに終始して、水位を高くして、治水安全度を下げただけです。同時に言われた「歴史的景観の保全」については、環境の配慮がまったくありません。なぜならば、これは亀石付近の道路を 0.2m 位嵩上げを行い、さらにコンクリートのパラペットを設けるとのことです。このときの流水面は(1,500 m³/s 放流時)パラペットの根元(路面)までできます。この状況において天ヶ瀬ダム集水エリア外に集中豪雨が、にわか雨程度まで、数ミリ/hr でもあれば、洗堰・天ヶ瀬ダムのゲート操作が行われるまでに、たちまちにして内水排除が必要であり宇治市にとっては、市民の生命・財産を守るため新たに治水対策(強制排水システム)を構築しなければならない大きな問題が残ります。当初から(旧河川法による計画)塔の島地区に川幅を広げずに 1,500 m³/s を流すことについては、護岸と河床を掘削(塔の島を含む)して流路を確保するか、護岸を嵩上げして河床勾配をきつくして流速をあげることであります。ここには新河川法で言われている「環境」はありません。

次に、環境については、第 42 回委員会 (H17.7.21) 審議資料 1-6-3 天ヶ瀬ダム再

開発の調査検討(とりまとめ)に使用されている28ページ、29ページに使用されている写真で「現況写真」は、すでに1,500 m³/s 放流のため改修された護岸であり、環境を変えたものであります。ここでは、改修前の写真を委員会に開示しなければ正しい判断はできません。

天ヶ瀬ダムが建設される前と今日までの川相の変化、水質の変化、生態系等についての調査・検討がほかのダムと比べて、十分に行われて、かつ、公表されてきたように感じられません。ダムが自然環境に与えている影響について、再開発後の予測される環境に対するリスクの規模についての評価はどうなっているのか?また、河川の流域本来の生態系の保全と歴史的・文化的景観の保全・継承はできているのか?ダムワーク等で多くの市民の声を聴かれましたがどのように反映されているのか等、住民の社会的合意が得られた計画になっているのか?疑問です。

過去には天ヶ瀬ダム再開発に伴う景観検討委員会、天ヶ瀬ダム再開発事業景観検討委員会が設けられ審議されてきましたが、一般公募の委員が何名選出されましたか?また、情報の公開・傍聴等の手続き、並びに、一般市民の意見の聴取がありましたか。ほとんどの市民が知らないのではありませんか。「宇治川塔の島地区の歴史的景観の保全に最大限の配慮をする必要がある。」と流域委員会も言われていますが、現状の事業と計画内容からはとても感じられません。

琵琶湖の浸水被害の軽減と、琵琶湖の環境改善を主たる目的で淀川・宇治川の洪水調節にも役に立つ天ヶ瀬ダムの再開発を否定している訳ではありません。琵琶湖周辺の開発が進めば、いずれ瀬田川からの放流量を増やさなければならないことは誰でもわかります。

しかしながら、宇治市には宇治川を中心とした歴史と文化があります。川幅を広げないで塔の島地区に1,500 m³/s を安全に流下させ、歴史と景観を保全するためには、洗堰、鹿跳溪谷、天ヶ瀬ダムと同じようにどうして塔の島地区のバイパストンネル案を検討されないのでしょうか。また、すでに施工された護岸、導水路や締め切り堤の撤去、塔の島の切り下げ等も含めて、検討するべきです。公募による多くの住民の参画と情報の公開を前提とした新しい検討委員会を立ち上げて、十分に検討をしていただきたいとおもいます。